（使用前確認を要しない場合）

第十九条　法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一　特定第一種廃棄物埋設施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の特定第一種廃棄物埋設施設を試験のために使用する場合

三　特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　特定第一種廃棄物埋設施設の変更の工事であって、第十五条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

第二十条から第二十三条まで　削除

（使用前確認証）

第二十四条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十八条の規定による申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設が法第五十一条の八第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（閉鎖措置中又は廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設の維持）

第二十五条　法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、特定第一種廃棄物埋設施設に第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十一条の九本文の規定は、第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（使用前検査の実施）

第十九条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　廃棄物受入施設、廃棄物取扱施設その他の廃棄物埋設地の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

三　計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物埋設地の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　特定第一種廃棄物埋設施設の性能に関する事項　特定第一種廃棄物埋設施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第二十条及び第二十一条　削除

（使用前検査実施要領書）

第二十二条　原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十三条　削除

（使用前検査合格証）

第二十四条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設）

第二十五条　法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定第一種廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であって、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であって、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管であって、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあって内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）